

## 国立公園における九州自然歩道の管理等に関する行政評価・監視の結果

### 1 九州自然歩道、標識等の維持管理

#### 【制度の概要等】

長距離自然歩道は、国土を縦断、横断又は循環し、多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的として、東海自然歩道の整備が開始された昭和 45 年度以降、全国で整備が進められることとなった。現在、全国で 9 自然歩道（東海、九州、中国、四国、首都圏、東北、中部北陸、近畿、北海道）が整備されている。

九州自然歩道は、東海自然歩道に次ぎ、全国 2 番目に昭和 50 年度から整備が行われた長距離自然歩道である。九州自然歩道は、福岡県北九州市の皿倉山（北九州国定公園）を起点とし、九州の国立公園、国定公園など自然豊かな箇所を経由して九州を一周する路線を有する歩道であり、新設によるもののほか、既設の登山道や市町村道などを活用している。

九州自然歩道は、整備当初、延長距離は 2,091.0 km であったが、利用者の利便向上を図ることなどから、平成 4 年度に大規模な路線の見直しが行われたほか、それ以降の路線の見直しにより、平成 25 年 12 月 1 日現在で 2,931.8 km まで延長している。また、九州自然歩道の過去 10 か年（平成 14 年～23 年）の年平均利用者数は 818 万 1,000 人となっており、全国の長距離自然歩道の利用者数と比較（平成 23 年）しても、近畿、中部北陸自然歩道に次ぎ、利用者数が多い自然歩道となっている。

なお、九州内の阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、雲仙天草及び西海の 4 国立公園（以下「九州内 4 国立公園」という。）を通過する九州自然歩道の延長距離は 478.0 km（全体路線延長 2,931.8 km の 16.3%）に及んでおり、国立公園別の延長距離は、阿蘇くじゅう国立公園が 157.0 km（九州内 4 国立公園の九州自然歩道延長距離の 32.8%）、霧島錦江湾国立公園が 145.0 km（同 30.3%）などとなっている。

ちなみに、九州内 4 国立公園の利用者数は、平成 23 年度で 429 万 3,000 人となっており、このうち阿蘇くじゅう国立公園の利用者数が 222 万 7,000 人と、九州内 4 国立公園利用者数の約半数を占めている。

九州自然歩道の整備については、「九州自然歩道整備計画について」（昭和 51 年 3 月 25 日付け環自計第 48 号環境庁自然保護局長通知）を受け、国立公園内の九州自然歩道も含め、県が主体的に整備を行うこととなり、また、九州自然歩道の管理運営については、「九州自然歩道の管理運営について」（昭和 51 年 3 月 25 日付け環自計第 49 号環境庁自然保護局長通知）において、「各都府県内における自然歩道の管理主体は、当該都府県とする。」とされ、九州自然歩道の整備後の維持管理も県が主体的に実施することとなった。

九州自然歩道の全体的な路線指定については、昭和 50 年度の整備当初及び平成 4 年度に、環境省（平成 13 年 1 月 5 日まで環境庁）（注 1）が、関係県等の意見を踏まえて実施しており、その後の個別の路線指定については、関係県等からの路線見直し要望に応じ、環境省が実施している。

（注 1）平成 13 年 1 月 6 日の中央省庁再編により環境庁を改組し、環境省が設置された。

環境省が指定した国立公園内の九州自然歩道の路線は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 7 条に基づく公園計画（利用施設計画）において道路（歩道）として位置付けられることで、同法

上の公園事業としての九州自然歩道の路線として正式に決定される。九州自然歩道の路線を公園計画に位置付けるに当たって、九州地方環境事務所が関係県等の意見を踏まえ、九州自然歩道に係る公園計画案を策定し、同法第7条に基づく公園計画決定に係る中央環境審議会の意見聴取を経て、環境大臣が公園計画を決定する。公園計画が決定した後、同事務所は、関係県等の意見を踏まえ、九州自然歩道の整備に係る公園事業案を策定し、同法第9条に基づく公園事業の事業決定に係る中央環境審査会の意見聴取の手続を経て、環境大臣が、公園事業として九州自然歩道の整備を決定する。

その後、公園事業として九州自然歩道を整備する者（県等）は、環境大臣との協議及び同意を経て、九州自然歩道を整備する。国立公園における九州自然歩道の整備は、公園事業として行われるものであり、自然公園法では、公園事業を「執行する」と表現している（注2）。

（注2） 国立公園における九州自然歩道の整備については、以下、「公園事業の執行」、「事業執行」など「執行」という表現を活用した記載を行うこととする。

県等は、国立公園内において九州自然歩道の事業執行を行う際、国の補助を活用して歩道の新設や既設登山道などの改良（階段の設置など）に加え、歩道への公共標識の設置等を進めていたが、環境省は、平成16年12月27日に、「自然公園等事業の改革について」（平成16年12月27日付け環自計発第041227001号・環自国発第041227001号・環自整発第041227003号環境省自然環境局自然環境計画・国立公園・自然環境整備課長連名通知）（以下「三位一体改革通知」という。）を發出し、同通知において、「国立公園の公園事業は、自然公園法上、国が執行することが原則であることから、補助金を廃止するとともに、国立公園の保護上及び利用上重要な公園事業に係る今後の整備は、直轄で行うこと」とした。このため、平成17年度以降、国立公園内の公園事業は、原則、国が執行することとなり、県等が国立公園内において九州自然歩道の事業を執行する際、国の補助を活用した事業執行が困難となった。

なお、環境省は、三位一体改革通知に基づき、国立公園における九州自然歩道の事業執行については、関係県等からの要望に応じ、同省による事業執行を行う仕組みを設けている。

九州内4国立公園の九州自然歩道延長距離478.0km（平成25年12月1日現在）のうち、九州自然歩道の事業執行が行われている区間（以下「公園事業執行区間」という。）は359.094km（九州内4国立公園の九州自然歩道延長距離の75.1%）、事業執行が行われていない区間（以下「公園事業未執行区間」という。）（注3）は118.906km（九州内4国立公園の九州自然歩道延長距離の24.9%）となっている。

（注3） 「公園事業未執行区間」は、九州自然歩道の事業執行が行われていない区間であり、歩道上に案内標識など公共標識等の施設はない。このため、施設の維持管理者はいない。

公園事業執行区間のうち、環境省が九州自然歩道の事業執行を行っている区間（以下「国執行区間」という。）（注4）は83.985km（九州内4国立公園の九州自然歩道延長距離の17.6%）、県が九州自然歩道の事業執行を行っている区間（以下「県執行区間」という。）（注5）は274.484km（同57.4%）、市町村が九州自然歩道の事業執行を行っている区間（以下「市町村執行区間」という。）（注6）は0.625km（同0.1%）となっている。

（注4） 「国執行区間」は、環境省が九州自然歩道の事業執行を行い、その後においても同省が維持管理している区間である。

（注5） 「県執行区間」は、県が九州自然歩道の事業執行を行い、その後においても県が維持管理している区間である。

(注6) 「市町村執行区間」は、市町村が九州自然歩道の事業執行を行い、その後においても市町村が維持管理している区間である。

## 【調査結果】

### (1) 公園事業執行区間の状況

環境省は、「自然公園における利用者の安全対策について」（平成元年7月21日付け環自企第423号環境庁自然保護局長通知）により、地方環境事務所及び都道府県に対して、国立公園などの自然公園における事故を防止し、安全利用の推進に努めるよう通知している。

また、環境省は、「自然公園等事業技術指針（試行版）」（平成13年3月環境省自然環境局自然環境整備課）を策定した後、同指針（試行版）を廃止し、「自然公園等施設技術指針」（平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）を策定しており、九州地方環境事務所は、同事務所管内の国執行区間を含む国立公園内の同省所管地及び直轄施設（以下「直轄施設等」という。）については、この指針を適用して、巡視及び点検（以下「巡視等」という。）を実施している。同指針では、コースやポイントを指定して確実に計画的に巡視を実施するとともに、巡視により発見された直轄施設等の異常を是正することなどを目的とした点検も実施することとされている。

なお、九州地方環境事務所は、「自然公園等事業技術指針（試行版）」を踏まえ、国執行区間を含む直轄施設等の維持管理・安全対策を同事務所管内の実状に応じて効果的に実施するため、平成24年5月に独自に「九州地方環境事務所国立公園等事業点検実施要領」（以下「実施要領」という。）を策定し、同事務所管内の10自然保護官事務所等に対して、実施要領の点検項目を活用した点検を実施し、点検結果については、同事務所に報告するよう指導している。

一方、国立公園内の都道府県の所管地及び施設については、都道府県は、「自然公園における利用者の安全対策について」により、公園事業に係る施設の供用後は定期的に安全確認のための点検を行うとともに、点検に当たっては、案内板、注意標識等の公共標識の点検にも留意することとされている。

今回、当局が、九州地方環境事務所管内の国執行区間並びに熊本県、大分県及び鹿児島県（以下「調査対象3県」という。）の県執行区間の計270.331kmのうち、33.615km（この区間の公共標識は184基）について現地調査を実施した。

#### ア 国執行区間の維持管理・安全対策

##### (ア) 現地調査結果

今回、当局が、九州地方環境事務所管内の国執行区間83.985kmのうち、くじゅう自然保護官事務所が管理する4.315km（この区間の公共標識は28基）について現地調査した結果、次のとおり、利用者の安全及び利便の確保が十分に図られていないと判断されるものがみられた（12事例）。

- ① 歩道について、階段が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの（6事例）
- ② 公共標識について、利用者が道に迷うおそれがある歩道の分岐地点に案内標識（注7）が設置されていないなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの（2事例）
- ③ 公共標識について、記載されている文字の判読が困難などにより、利用者の利便確保が十

分に図られていないもの（2事例）

④ その他改善が必要なもの（2事例）

なお、上記①から④までの事例について、くじゅう自然保護官事務所が当該事例を把握しているか確認したところ、把握していないものが5事例（41.7%）みられた。

（注7）案内標識は、公共標識の一種であり、目的事物への誘導等の機能を有する。

(イ) 維持管理・安全対策の実施状況

当局が調査対象とした国執行区間を管理するくじゅう自然保護官事務所は、阿蘇くじゅう国立公園（くじゅう地域）を管轄しており、自然保護官等による巡視等及び九州地方環境事務所が維持管理業務を委託した民間事業者（以下「委託事業者」という。）による巡視によって、国執行区間の維持管理・安全対策を実施している。

また、自然保護官等による巡視等結果については、巡視日誌により記録しており、委託事業者による巡視結果については、委託事業者が作成した報告書により記録している。

今回、当局が、くじゅう自然保護官事務所における国執行区間の施設の把握状況、巡視等の実施状況及び要補修事例等の対応状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 九州地方環境事務所は、平成17年度に大分県執行区間であった区間（長者原から坊ガツルまでの区間及び法華院温泉付近）を国執行区間としており、当該区間はくじゅう自然保護官事務所が所管している。しかしながら、同自然保護官事務所は、直轄事業により当該区間に整備した施設の設置位置等については、直轄事業施工時の工事図面等により把握しているものの、巡視等に当たって、当該工事図面等は携行しておらず、また、大分県が17年度以前に当該区間に整備し、現存している施設等の設置位置等を正確に把握しきれていない。
- ② くじゅう自然保護官事務所は、事務所独自の巡視日誌により記録しているものの、九州地方環境事務所が実施要領を策定した平成24年5月以降、所定の様式にて実施要領の点検項目を活用した点検を実施していない。
- ③ 九州地方環境事務所は、くじゅう自然保護官事務所管内の国執行区間に係る維持管理業務の委託事業者に対して、委託事業仕様書により巡視の実施方法を定めているものの、具体的な巡視項目の詳細を定めておらず、同自然保護官事務所も委託事業者に当該巡視項目の詳細を示していない。なお、委託事業者が、平成23年度から25年度（25年4月から同年12月まで）までの間に、補修を実施又は補修を要するとして同自然保護官事務所に報告した101事例のうち、68事例（67.3%）が「水切り溝・側溝清掃」及び「枯木伐採・倒木除去」で占められており、当局が現地調査により複数事例を把握した「分岐地点案内標識等未設置」などの公共標識に係る事例は2事例（2.0%）となっている。
- ④ 平成23年度から25年度の上半期（25年4月から同年9月まで）までに委託事業者からくじゅう自然保護官事務所に補修を要するとして報告された6事例のうち、補修を実施しているものは3事例であり、残りの3事例（50.0%）については補修されずに放置されており、それらについて、同自然保護官事務所は、補修の必要性を判断しておらず、委託事業者が応急措置を行ったか否かについても把握していない。

また、くじゅう自然保護官事務所は、平成24年度及び25年度の上半期（25年4月から同年9月まで）に自然保護官等の巡視等により把握した要補修20事例のうち、9事例（45.0%）

について、26年1月末日現在、補修を実施していない。

上記の原因として、①施設の設置位置等について、くじゅう自然保護官事務所は、巡視等に当たり、施設の所在の有無を確認する視点が十分でないこと、②実施要領の点検項目を活用した点検について、九州地方環境事務所による自然保護官事務所に対する指導が徹底していないこと、③委託事業者による巡視について、委託事業者の経験等に依存しており、利用者が安全かつ安心して利用するための視点が十分でないこと、④自然保護官等が把握した要補修事例の計画的な補修及び委託事業者が補修を要するとして報告した箇所に係る補修の必要性の検討等について、的確な対応を実施する仕組みが整備されていないことが考えられる。

## イ 県執行区間の維持管理・安全対策

### (7) 現地調査結果

今回、当局が、阿蘇くじゅう国立公園及び霧島錦江湾国立公園（霧島地域）内の調査対象3県の県執行区間 186.346kmのうち、29.3km（この区間の公共標識は 156 基）を現地調査した結果、次のとおり、利用者の安全及び利便の確保が十分に図られていないと判断されるものがみられた（76 事例）。

- ① 歩道について、歩道が崩壊しており、利用者の安全確保が十分に図られていないもの（3 事例）
- ② 歩道について、階段が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの（6 事例）
- ③ 歩道について、門扉等の障害物が設置されているなどにより通行が阻害されており、利用者の利便の確保が十分に図られていないもの（6 事例）
- ④ 公共標識について、利用者が道に迷うおそれがある歩道の分岐地点に案内標識が設置されていないなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの（23 事例）
- ⑤ 公共標識について、倒壊、記載されている文字の判読が困難などにより、利用者の利便確保が十分に図られていないもの（32 事例）
- ⑥ 柵（手すりなど）が破損しているなどにより、利用者の安全確保が十分に図られていないもの（5 事例）
- ⑦ ベンチが破損しており、利用者の利便確保が十分に図られていないもの（1 事例）

なお、上記①から⑦までの事例について、各県が当該事例を把握しているか確認したところ、把握していないものが 56 事例（73.7%）みられた。

### (1) 維持管理・安全対策の実施状況

調査対象3県の県執行区間については、各県、各県が維持管理業務を委託した市町村等及び当該市町村等が再委託した団体等による巡視によって維持管理・安全対策が実施されている。

今回、当局において、調査対象3県における県執行区間の巡視の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 当局が現地調査した区間について、(i)鹿児島県は、少なくとも平成23年度以降、巡視を実施しておらず、(ii)大分県は、巡視を実施しているものの、委託市町による巡視の実施状

況を十分把握しておらず、(iii)熊本県は、巡視を実施し、委託市町村による巡視の実施状況も把握しているものの、巡視に当たって、公共標識の維持管理の視点が十分でない。

- ② 熊本県及び鹿児島県については、県執行区間の歩道区間（注8）以外の区間に係る巡視を市町村等に委託していない。

（注8）道路法（昭和27年法律第180号）などに基づく管理者がいる区間を除く区間

## (2) 公園事業未執行区間の状況

九州内4国立公園の九州自然歩道延長距離478.0kmのうち、公園事業未執行区間は118.906kmある。公園事業未執行区間がある国立公園は、霧島錦江湾及び雲仙天草の2国立公園であり、両国立公園における九州自然歩道の整備については、平成4年に自然公園法第9条に基づく公園事業の決定が行われているものの、20年以上を経過した現在においてもいまだに事業執行が行われていない。

今回、当局が、霧島錦江湾国立公園内の公園事業未執行区間97.669kmのうち、6.6kmを現地調査した結果、当該区間においては、分岐地点を示す案内標識等の公共標識等が全く設置されていないため、利用者が、分岐地点で道に迷うおそれがあるもの、九州自然歩道を通行しているかどうか分からず、利用者に不安を与えるおそれがあると判断されるものなどがみられた。

上記の原因として、九州自然歩道の整備当初（昭和50年度）から長距離自然歩道は県が事業執行するものとされてきたことから、九州地方環境事務所は、平成17年度以降も公園事業未執行区間は県が実施するものとの認識があったことに加え、県は、公園事業未執行区間が県道や市町村道など道路管理者等がある路線であったことなどから当該区間において別途、歩道事業としての事業執行は必要ないとし、現在まで九州自然歩道の利用者の目線に立って、歩道上への公共標識等の整備（事業執行）を検討しなかったことが考えられる。

### 【所見】

したがって、九州地方環境事務所は、国立公園内の九州自然歩道の利用者の安全及び利便の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 国執行区間については、自然保護官事務所に対して、施設の設置位置等を記載した位置図の作成及び活用並びに実施要領の点検項目等を活用した巡視等の実施を指導し、巡視により把握した要補修事例等についての的確な対応を実施する仕組みを整備すること。
- ② 県執行区間については、県と協議を行い、当局の指摘事項等の計画的な改善を図るとともに、公共標識の維持管理の視点も踏まえた定期的な巡視を実施するよう県に要請すること。
- ③ 公園事業未執行区間については、適切な管理がされるよう事業の執行について関係県等との協議（調整）の上、利用者の目線に立って案内標識等の整備に努めること。

## 2 利用者に対する情報提供の充実等

### (1) ルートの正確な表示

#### 【制度の概要等】

九州地方環境事務所は、歩くことで地域の人・自然・文化に触れることができる長距離自然歩道をエコツーリズムの基盤と位置付け、日本人には馴染みの薄いロングトレイルを親しみやすく楽し

んでもらうことを目的として、平成 22 年度から 23 年度にかけて、九州自然歩道に関する情報を提供する「九州自然歩道ポータルサイト」を作成し、平成 24 年 6 月からウェブ上で公開している。

九州自然歩道ポータルサイトには、九州内 7 県ごとの九州自然歩道のルートを利用者に周知するため、メニューの一つとして「ハイカーズマップ」が設けられており、同マップでは、国土交通省国土地理院(以下「国土地理院」という。)の「電子国土 Web システム」を利用し、国土地理院作成の地形図上に、九州自然歩道のルートの本線が赤系統の色、支線を表示している県の場合は緑色の線が表示されている。

### 【調査結果】

今回、当局において、平成 25 年 12 月 26 日現在の九州自然歩道ポータルサイトの「ハイカーズマップ」における九州自然歩道のルートの表示状況を調査した結果、ハイカーズマップと、その背景となっている国土地理院の地形図で、九州自然歩道のルートの表示位置が異なっているものが 26 か所(熊本県 10 か所、鹿児島県 10 か所、大分県 2 か所、宮崎県 2 か所、福岡県 1 か所、長崎県 1 か所)みられ、利用者が九州自然歩道のルートを誤認する可能性がある状況となっていた。

九州地方環境事務所は、九州自然歩道のルートの表示位置が「ハイカーズマップ」と地形図で異なっている理由について、「ハイカーズマップ」は、九州内 7 県から路線の電子データを収集しルートを表示しているが、国土地理院の地形図にはルート変更前の旧ルートがそのまま表示されている可能性があることや、県又は市町村が国土地理院に提供したデータに誤りがあったこと、国土地理院における記載ミスの可能性等が考えられるとしている。

### 【所見】

したがって、九州地方環境事務所は、九州自然歩道の利用者の安全を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 当局の調査結果を踏まえ、九州自然歩道のルートの表示と地形図が異なっていないかの確認を各県に求め、「ハイカーズマップ」の表示が誤っている場合には、速やかに修正するよう各県に求めるとともに、地形図が誤っている場合には、県と調整の上、国土地理院九州地方測量部に修正を申請すること。
- ② 今後、九州自然歩道のルートの変更、廃止等が行われた場合には、国土地理院九州地方測量部に対し、速やかに情報提供を行うこと。

## (2) 「緊急情報」による情報提供の充実

### 【制度の概要等】

九州自然歩道は、福岡県の北九州国定公園内の皿倉山を起点として、九州を一周しており、西海、雲仙天草、阿蘇くじゅう及び霧島錦江湾の 4 国立公園のほか、多くの自然公園等を通過する形でルートが設定されている。

このため、九州自然歩道の利用者は、阿蘇、くじゅう等の優れた自然景観を間近に体験できる一方、ルートの一部は登山道となっていることから、利用に当たって、土砂の崩落、落石、落枝、火

山ガス等に遭遇する危険性がある区間も存在している。

このような状況もあって、九州地方環境事務所は、九州自然歩道の利用者に対して注意を喚起するため、九州自然歩道ポータルサイトのメニューの一つとして、入山規制や通行止めなどの情報を掲載する「緊急情報」を設けている。

また、行政機関のホームページ等については、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成 16 年 11 月 12 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「行政情報の電子的提供指針」という。）により、掲載情報の内容を最新の状態で維持管理することとされ、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが必要な重要な情報については、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等に直近のホームページに掲載可能な日に提供するよう努めることとされており、環境省においても、「環境省における行政情報の電子的提供に関する実施方針」（平成 17 年 3 月 28 日環境省情報管理委員会決定。以下「環境省行政情報の電子的提供実施方針」という。）において、行政情報の電子的提供指針と同様の規程を設けている。

## 【調査結果】

今回、当局において、平成 25 年 12 月 26 日現在の九州自然歩道ポータルサイトの「緊急情報」の掲載内容を調査した結果、次のとおり、必要とみられる情報や最新の情報が掲載されていない状況がみられた。

- ① 今回、当局が現地調査対象とした阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇地域）の九州自然歩道において、土砂の崩落等により通行することができないと判断される区間が約 2.5 km（当該区間の両端及び途中 1 か所の歩道崩落）みられた。

しかしながら、九州自然歩道ポータルサイトの「緊急情報」には、当該区間が土砂の崩落等により通行できない旨の注意喚起情報は掲載されておらず、利用者が事前にこれらの状況を「緊急情報」により把握することはできない状況となっている。

- ② 九州自然歩道ポータルサイトの「緊急情報」に掲載されている霧島錦江湾国立公園内の霧島山（新燃岳）（以下「新燃岳」という。）の入山規制に係る情報については、平成 24 年 6 月 26 日に福岡管区气象台及び鹿児島地方气象台が発表した噴火警報等に基づき掲載されており、噴火警戒レベルがレベル 3 となっているほか、飛散する大きな噴石に対する警戒範囲も火口から概ね 2 km の範囲となっている。

しかしながら、新燃岳に関しては、その後、平成 25 年 10 月 22 日に福岡管区气象台及び鹿児島地方气象台が、噴火警戒レベルをレベル 3（入山規制）からレベル 2（火口周辺規制）に引き下げ、火口から概ね 1 km の範囲では弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒することとした最新の噴火警報を発表しているが、九州自然歩道ポータルサイトの「緊急情報」の掲載内容は最新の噴火警報等に基づく情報となっていない。

九州地方環境事務所は、土砂の崩落等により通行することができない区間等に関する情報を「緊急情報」として掲載していない理由について、平成 22 年度及び 23 年度の九州自然歩道ポータルサイトの作成時に、同ポータルサイトに九州自然歩道に関する入山規制や通行止めなどを掲載するメニューとして「緊急情報」を設け、当時噴火に伴う入山規制が行われていた新燃岳についての情報

を掲載したが、その後、具体的にどのような情報を掲載するかについて検討しておらず、また、新燃岳の入山規制に関する情報については把握しているものの、登山道は供用を再開しておらず、登山道における規制範囲変更はないことから、掲載後の更新を行わなかったためとしている。

## 【所見】

したがって、九州地方環境事務所は、九州自然歩道の利用者の安全を確保する観点から、必要により、県等と協議の上、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 九州自然歩道ポータルサイトに掲載する「緊急情報」の掲載方針を定めた上で、土砂災害等の大規模災害等によって通行止めとなった区間など、九州自然歩道の利用者にとって重要な情報については、県等から広く情報収集し、同ポータルサイトに掲載すること。
- ② 掲載した「緊急情報」について、掲載内容に変更があった場合には速やかに更新を行い、常に最新の情報を利用者に提供すること。

## (3) サイト利用の利便性の向上

### 【制度の概要等】

環境省は、「環境省行政情報の電子的提供実施方針」（平成 17 年 3 月 28 日環境省情報管理委員会決定）において、ホームページの掲載情報については、提供情報の分かりやすさと利便性の向上等を図るため、できるだけ図、表、写真、動画等の分かりやすい表現方法、画面構成を用いることとし、また、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧できるようにすることとしている。

### 【調査結果】

今回、当局において、平成 25 年 12 月 26 日現在の九州自然歩道ポータルサイトの掲載内容を調査した結果、次のとおり、利用者にとって、分かりやすく、迅速に閲覧できるものとはなっていない状況がみられた。

- ① 国土地理院の地形図では、道路幅員等に応じて「道路」、「軽車道」、「徒歩道」等の道の種別に係る情報が表示されているが、これらの表示が「ハイカーズマップ」のルート表示により、塗りつぶされ、確認ができなくなっている上、「ハイカーズマップ」におけるルートの表示方法が、九州自然歩道の本線について、佐賀県、長崎県及び鹿児島県は「一般道」（オレンジ色の線）と「登山道」（赤色の線）に分けて表示されているが、福岡県、熊本県及び宮崎県は「本線」（赤色の線）、大分県は「自然歩道」（赤色の線）と表示されるなど、各県によって表示方法が異なっており、利用者にとって分かりやすいものとはなっていない。
- ② トップページ内のフッターメニューに「サイトマップ」のリンクは設定されているものの、「サイトマップ」のリンク先は、九州地方環境事務所のホームページのサイトマップであり、当該サイトマップにおいては、九州自然歩道ポータルサイトの掲載情報を一覧として確認できず、利用者が九州自然歩道ポータルサイトの掲載情報を迅速に閲覧できるものとはなっていない。
- ③ これら以外にも、次のとおり、利用者への配慮が不十分なものがみられた。
  - (i) 環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室が作成した「自然大好きクラブ」のホーム

ページ内のメニューである「長距離自然歩道を歩こう」においては、九州自然歩道の個別のコースに関する距離、所要時間、難易度、見所等の情報を、九州内7県ごとに掲載している。

一方、九州地方環境事務所が作成している九州自然歩道ポータルサイトには、九州自然歩道の個別のコースに関するこれらの情報が掲載されておらず、「長距離自然歩道を歩こう」とのリンクも設定されていない。

- (ii) 「ハイカーズマップ」を利用するためには、国土地理院の電子国土 Web システム(プラグイン版) Version 1.2.0 のインストールが必要であり、OSは Microsoft Windows 「XP」、「Vista」及び「7」、ウェブブラウザは Internet Explorer 「7」及び「8」であることが必要であるが、九州自然歩道ポータルサイトのトップページにはこれらの情報が具体的に明記されていない。

九州自然歩道ポータルサイトが、利用者にとって、分かりやすく、迅速に閲覧できるものとなっていない原因としては、九州地方環境事務所が、同ポータルサイト作成業務の発注に際し、ルート表示の具体的方法に係る仕様を定めずまま発注したこと及び作成後にサイトマップの内容確認を行っていないなど、利用者の分かりやすさや利便性に十分配慮していないためと考えられる。

#### 【所見】

したがって、九州地方環境事務所は、利用者の安全確保及び利便性向上の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 「ハイカーズマップ」の利用者が、国土地理院の地形図上において道の種別を把握できるよう、現在、九州自然歩道のルートと重なって表示されている箇所に係る表示方法を改善するとともに、「ハイカーズマップ」のルートの色などについても、各県が統一した表示にするなど、利用者にとって分かりやすいものとする。
- ② 九州自然歩道ポータルサイトのサイト内の掲載情報を確認できるサイトマップを作成すること。
- ③ 九州自然歩道ポータルサイトの情報提供内容について、「長距離自然歩道を歩こう」へのリンク設定や動作環境の説明の掲載を含め、利便性向上について検討すること。

### 3 ビジターセンターの休憩・避難機能等の充実

#### 【制度の概要等】

ビジターセンターは、自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)第1条に掲げる博物展示施設に該当しており、「国立公園の公園計画作成要領等」の全部改正について(平成15年5月28日環自国発第030528006号)の別表「自然公園法施行令第1条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項」によると、主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設(ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等)と定義されている。

ビジターセンターの有する機能については、「自然公園等施設技術指針」(平成25年7月作成)に

において、①利用のための案内・情報提供機能、②自然及び人文の解説機能、③自然と触れ合うことのできる体験の指導・促進機能を基本タイプとし、立地条件、環境条件等によって、④休憩・避難・便益のための機能、⑤調査・研究のための機能、⑥管理・運営のための機能を追加することができるとされており、このうち休憩・避難・便益のための機能については、快適な休憩利用、緊急時の安全な避難場所などの提供を行うものとされている。

また、九州地方環境事務所防災業務計画（平成20年）において、①所管施設等の耐震性とその安全性の確保について、所管の施設・設備の設置等に当たっては、災害時における当該施設・設備の機能の確保を図るため、その耐震性の強化、非常用電源の確保、補完的機能の充実に十分配慮するよう努めるものとする、②自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、停電時対策を講じておくよう努めるものとする、③所管施設等の設備等について、災害時における緊急避難場所等としての利用にも対応できるよう防災機能の向上のために必要な設備等の整備を図るよう努めるものとする等と規定されている。

## 【調査結果】

環境省直轄ビジターセンターは、九州内の国立公園に7施設（屋久島世界遺産センターを除く。）整備されており、このうち、休憩・避難・便益のための機能を有するビジターセンターは、4施設（九十九島ビジターセンター、雲仙お山の情報館、長者原ビジターセンター及びえびのエコミュージアムセンター）となっている。

今回、雲仙お山の情報館、長者原ビジターセンター及びえびのエコミュージアムセンターについて、休憩・避難・便益のための機能の確保状況及び防災設備等の確保状況について調査した結果、えびのエコミュージアムセンター及び長者原ビジターセンターにおいて、次のとおり、休憩施設の充実について改善を図る必要があるもの、防災設備等の一層の充実を図る必要があるものがみられた。

### ① 休憩施設の充実

えびのエコミュージアムセンターは、標高1,200メートルのえびの高原（宮崎県えびの市）に立地し、九州自然歩道の利用者や霧島連山の登山者の起点施設として位置付けられている。えびのエコミュージアムセンターの施設管理者は、四季を通じて、登頂前や下山後に食事や休憩を取る登山者の姿を多く見かけるとしているが、えびのエコミュージアムセンターの館内フロアは、ほぼ全域が霧島連山の自然や文化についての紹介・展示スペースとなっており、登山者等の休憩利用は館外に設置されたテーブルとベンチの2か所に限定された状況となっている。

また、えびのエコミュージアムセンター周辺の冬季の外気温は、4.4度（平成26年1月平均、14時の気温）であり、吹き抜け構造の同センターの館内も同様の気温であることが推察されるが、施設の判断により冬季の館内の暖房設備の稼働は制限されており、環境省が設置を進めているペレットストーブ（注9）等のスポット暖房も設置されていない状況がみられた。

（注9） 木質ペレット（おが粉やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料）を燃料とするストーブのことである。

そのため、当局の調査当日、外気温が0度に近いにもかかわらず、寒風の中、館外のベンチで昼食休憩を取る利用者（登山者）や、高齢者の団体が足早に退館する姿がみられた。

## ② 防災設備の充実

長者原ビジターセンターは、くじゅう山系の登山ルートの起点に位置し、「ラムサール条約」に登録された「タデ原湿原」と一体となった施設で、えびのエコミュージアムセンターは、霧島連山の登山ルートの起点に位置し、観光地であるえびの高原の中心施設であり、両ビジターセンターは、近年の登山ブームの影響もあって多くの登山者が利用するほか、不特定多数の人が利用する施設である。

一方、長者原ビジターセンター及びえびのエコミュージアムセンターは、いずれも活火山を有する山間部にあり、登山者が突然の豪雨や降雪等によって一時避難をすることが可能な施設であり、また、えびのビジターセンターにおいては、山岳事故等の搜索拠点として利用されている重要な施設である。

このような状況にもかかわらず、長者原ビジターセンター及びえびのエコミュージアムセンターは、災害時における非常用電源を保有しておらず、災害時に電気の供給が停止した場合、電源を必要とする現有の通信機器等が機能しない事態が発生する可能性が高いと考えられる。

上記①及び②の原因について、九州地方環境事務所は次のとおり説明している。

- ① えびのエコミュージアムセンター館内で暖房設備を運転していないのは、施設設置当初から灯油を燃料とする空調設備を使用しており、環境省が温室効果ガスの排出削減を推進していることを受けて、同設備の稼働を最小限としているためである。

補完的な暖房設備（ペレットストーブ）を備えていないのは、平成 25 年の展示場の改修を検討した際、施設管理者からの要望がなかったためであり、また、休憩スペースを確保していないのは、同センターが展示を主体とした特徴を持つ施設であり、かつ暖房機器と同様、施設管理者から休憩スペースの設置要望がなかったためである。

- ② 管内の直轄ビジターセンターに非常用電源等の災害用の設備等を配備していない理由は、災害時においては施設利用者を指定避難所等の安全な場所に誘導することを優先し、ビジターセンター利用者等を館内に長時間避難をさせることを想定していないためである。

しかしながら、公共施設で、多くの利用者があるビジターセンターにおいては、利用者に対する利便性の向上と安全の確保は重要な責務であると考えられる。

## 【所見】

したがって、九州地方環境事務所は、ビジターセンター利用者の利便向上及び安全確保等を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① えびのエコミュージアムセンターにおいては、利用者の利用実態に合わせた休憩施設の充実に努め、館内に休憩スペースを確保し、その休憩スペースにペレットストーブの配置を検討すること。
- ② 長者原ビジターセンター及びえびのエコミュージアムセンターのように、周辺に不特定多数の人を収容できる公共施設がなく、登山利用者の起点となっているビジターセンターについては、通信機器を含めて災害時等に稼働させる必要がある機器の非常用電源を確保することを検討すること。